

総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ (総務省評価委員会)
情報通信研究機構 理事 (研究系)	H16. 4. 1~H20. 3. 31 (同上)	0. 9

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「0. 9」については、意見はない。

以上

別紙

総務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) (※3)
			(参考) 在任期間	基準業績勘案率 (※1)	調整 当該役員の法人業績への 貢献度その他当該数値に 表れていない事項を総合 的に考慮(※2)	
情報通信研究機構	理事	H16.4.1~H20.3.30	同左	1.3	あり	0.9

(※1) 独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ（平成17年8月26日総務省独立行政評価委員会決定）の「1.」に基づき算出。これについて、申し合わせ「2.」に基づき、当該法人の当期（当該理事の在任期間）の業績との明確な差の有無等を総合的に検討・審議した結果、「1.0」とされている。

(※2) 平成18年度において会計検査院から指摘された「委託研究等における過大支払い」については、当該役員が所掌する研究開発部門の事案であることから、管理監督責任が認められ、役員の職責に係る事項に関し、減算要因が認められる。

(※3) 申し合わせ「2.」に基づき総合的に勘案して検討・審議したところ「0.9」とすることが適当と判断されたもの。